

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付書を郵送します



村から郵送する平成30年度の後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付書についてお知らせします。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711) ▽後期高齢者医療保険について…(内線1134 ~ 1135) ▽国民健康保険について…(内線1131 ~ 1133)

後期高齢者医療保険制度の被保険者の方へ

後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

平成30年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月13日(金)に後期高齢者医療保険料納入通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金天引き)の方には、8月に「後期高齢者医療保険料のお知らせ」を郵送します。

国民健康保険被保険者の方へ

国民健康保険税の納付書を郵送します

平成30年度の国民健康保険税額が決定しましたので、7月13日(金)に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国税の納税義務者は**世帯主**ですので、世帯主が会社員等で国保の加入者でない場合でも、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

【今年度の変更点】

①税率・税額の引き上げ

「広報とうかい」(4月25日号)でお知らせしたとおり、平成30年度から国民健康保険税の税率・税額を改定しました(表1参照)。高齢化に伴い医療費が増加傾向にあることや、平成30年度の国保の県域化を踏まえ、本年度の税率・税額を改定しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【表1 平成30年度 国保税率等改正内容】(カッコ内は平成29年度の数値)

算出方法		区 分			40歳未満の方 65～74歳の方	40～64歳 の方
		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
所得割	(前年の所得金額※-基礎控除33万円)×税率	7.8% (6.7%)	2.3% (1.85%)	2.0% (1.65%)	10.1% (8.55%)	12.1% (10.2%)
均等割	加入者1人に付き	2万2,000円 (1万9,800円)	6,500円 (5,500円)	1万3,500円 (1万1,600円)	2万8,500円 (2万5,300円)	4万2,000円 (3万6,900円)
平等割	1世帯に付き	2万3,000円 (2万800円)	6,500円 (5,500円)	-	2万9,500円 (2万6,300円)	2万9,500円 (2万6,300円)
課税限度額(年間上限額)		58万円 (54万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)	77万円 (73万円)	93万円 (89万円)

※前年1～12月の、世帯の国保加入者の所得で算出しています。

②低所得者に対する保険税軽減が拡大します

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割・平等割が軽減となりますが、その判定の基準額を表2のとおり引き上げました。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。

減額の判定には所得の申告が必要です。村民税の申告が不要なために未申告となっている方は、所得の判定ができないため、減額を受けられないことがありますので、必ず申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得※1の基準額】(下線は変更点)

軽減の割合	変更前(平成30年3月まで)	変更後(平成30年4月から)
7割	33万円以下	変更なし
5割	33万円 + (27万円×被保険者数※2)以下	33万円 + (27万5,000円×被保険者数※2)以下
2割	33万円 + (49万円×被保険者数※2)以下	33万円 + (50万円×被保険者数※2)以下

※1 前年1～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)です。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

【年齢に関する注意点】

年度の途中で40歳、65歳、75歳に到達する方は、国保税の内容や課税の時期等が変更となりますので、ご注意ください(表3参照)。

【表3 年齢に関する注意】

	年齢到達に係る変更点	課税の時期	通知等
40歳になる方	国保税に介護納付金分が加算されます。	誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税(介護納付金分)が課税されます。	誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します。
65歳になる方	国保税の介護納付金分に替わり、介護保険料が別に課税されます。	誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税(介護納付金分)が課税されます。	今回の納税通知書(納付書)で、あらかじめ各納期に介護納付金分を割り振り済みのため、誕生月に通知書は送付しません。
75歳になる方	国保から後期高齢者医療制度に移行します。	誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税が課税されます。	誕生月から、国保から後期高齢者医療制度へ変わるため、前月に案内通知を郵送します。

後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、同じ世帯に国保加入者が1人のみの場合は、国保税の平等割額(基礎課税分・後期高齢者支援金分)が、最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1が軽減されます。該当する方には、あらかじめ軽減した納税通知書を送付しています。

【納付に関する注意点】

▼国民健康保険税の納付は口座振替で！国民健康保険税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から、口座振替が原則(年金による特別徴収の方を除く)となりました。銀行のキャッシュカード(要暗証番号入力)があれば、役場の窓口で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月20日(金)までに住民課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします。

▼土・日曜日、祝日や夜間でもコンビニで手数料がかからずに納められます(納期限内)。

▼昨年度までは、特別徴収(年金天引き)だった方でも、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

納期限までに納付できない事情があるときは、ご相談ください。

